

令和4年産米の作付制限等の対象地域

令和4年産の 米の取扱い	対象地域	
作付制限 立入が制限されており、作付・営農は不可	南相馬市：	帰還困難区域
	富岡町：	帰還困難区域（令和2年3月10日に避難指示が解除された地域を含む。ただし、平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	大熊町：	帰還困難区域（令和2年3月5日に避難指示が解除された地域を含む。ただし、平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	双葉町：	帰還困難区域（令和2年3月4日に避難指示が解除された地域を含む。ただし、平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	浪江町：	帰還困難区域（平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	葛尾村：	帰還困難区域（平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	飯館村：	帰還困難区域（平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
農地保全・試験栽培 営農が制限されており、除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施	富岡町	帰還困難区域のうち、平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域
	大熊町：	平成31年4月10日に避難指示が解除された地域のうち、旧避難指示解除準備区域
		帰還困難区域のうち、平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域
	双葉町：	令和2年3月4日に避難指示が解除された地域のうち、旧避難指示解除準備区域
		帰還困難区域のうち、平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域
	浪江町：	帰還困難区域のうち、平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域
	葛尾村：	帰還困難区域のうち、平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域
飯館村：	帰還困難区域のうち、平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域	
作付再開準備 管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施	【該当なし】	
全量生産出荷管理 管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策等を実施、もれなく検査（全量管理・全袋検査）し、順次出荷	大熊町：	平成31年4月10日に避難指示が解除された地域のうち、旧居住制限区域

令和4年産の 米の取扱い	対象地域
全戸生産出荷管理 農家単位で吸収抑制対策 を徹底した上で検査（全袋検 査）し、順次出荷	【該当なし】